

宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和7年10月

宇 陀 市

目 次

宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」における指定管理者の募集について	1
1. 施設の概要	
(1) 施設の設置目的	1
(2) 施設の名称及び所在地	1
(3) 施設の規模等	1
2. 管理にあたっての条件	1
(1) 指定管理者が行う業務の範囲	1
3. 指定期間	1
4. 応募資格等	2
5. 募集期間、申込期間、受付時間及び受付場所	3
6. 現地説明会の開催	3
7. 申し込み書類	3
8. 指定管理者の審査・選定の方法	4
9. 指定管理書の指定及び協定	5
10. 様式及び資料	5
11. 募集に関する質問	5
12. 留意事項	5
13. 問い合わせ先	5

宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」 指定管理者募集要項

公の施設である宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」（以下「にぎわい市場」という。）について、宇陀市では、利用者サービスの向上と効率的、効果的な運営及び地域の活力を積極的に活用した運営を目指すため、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年宇陀市条例第7号）の規定に基づき、平成18年9月より指定管理者制度を導入しています。

この度、令和8年3月31日で指定期間が満了するにあたり、次期指定管理期間において、当施設の管理運営を行う指定管理者を広く募集します。

なお、本要項は、募集に関する基本的な事項を記載しており、詳細な業務内容については、別添宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」指定管理業務仕様書を参考にしてください。

1. 施設の概要

（1）施設の設置目的

当該施設は、農業振興と地域活性化に資するため、農産物の販売を通して、生産者・消費者相互の交流を図るとともに、本市の農産物を広くアピールすることを目的として設置されています。

（2）施設の名称及び所在地

- ①施設の名称 宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」
- ②施設の位置 奈良県宇陀市榛原萩原1263番地の6他

（3）施設の規模等

- ①構造
 - 直売所 木造平屋建て（スレート葺）
 - 公衆トイレ 木造平屋建て（スレート葺）
 - 倉庫 木造平屋建て
- ②延床面積
 - 直売所 88.59㎡
 - 公衆トイレ 20.52㎡
 - 倉庫 4.00㎡
- ③敷地面積 1,458㎡
- ④設置年月日 平成14年10月

2. 管理にあたっての条件

（1）指定管理者が行う業務の範囲

- ①直売所の運営に関する業務
- ②直売所の維持管理に関する業務
- ③その他市長が認める業務

※詳細については、別添宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」指定管理業務仕様書を参考。

3. 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日（3年間）

4. 応募資格等

(1) 応募資格（次に掲げる全ての要件を満たす者とします。）

- ①安全かつ円滑に施設を管理可能な実施体制及び経営基盤等が確保されている国内に住
所又は事業所を有する法人又は団体、若しくはその複数団体により構成されたグループ
共同事業体。（以下「法人等」という。）
- ② 宇陀市内で生産される農産物を安定的に供給できる法人等。（ただし、宇陀市内の小
規模等農業者を少なくとも10戸以上確保できる法人等）
- ③共同で応募する場合、必ず代表企業・団体を定め、協定の締結にあたっては、構成員
全てを協定該当者とし、選定後の協議は、代表企業・団体と行いますが、協定に関す
る責任は共同事業体の構成員すべてが負うものとします。
- ④ 次に掲げる各項目のすべてに該当しないこと。
 - ア. 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいる法人等。
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225
号）等による手続き中である法人等。
 - ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第
6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与して
いる団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体に該当する
法人等。
 - エ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用す
る場合を含む。）の規定により、本市における一般指名競争入札等の参加を制限され
ている法人等。
 - オ. 他の自治体を含めて指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り
消しを受けた法人等。
 - カ. 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第
142条（同条を準用する場合を含む。）、又は同法第180条の5第6項の規定に
抵触する法人等。
 - キ. 国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む。））又は法人住民税及び法人事
業税を滞納している法人等。
 - ク. 宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成18年宇
陀市規則第7号）第3条第3項の規定に抵触する法人等。

(2) 複数応募の禁止

- ア. 単独で応募した法人等は、共同事業体の応募の構成員にはなれません。
- イ. 複数の共同事業体による応募はできません。

(3) 共同事業体による応募の構成員の変更

共同事業体による応募の場合、代表企業・団体及び構成員の変更は原則的に認めない
ものとします。

(4) 選定対象除外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- ア. 選定審査に関する要求等を申し入れた場合
- イ. 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ. 要項等に違反又は著しく逸脱した場合
- エ. 提出期間内に提出書類等が提出されない場合
- オ. その他、不正行為があった場合

5. 募集期間、申込期間、受付時間及び受付場所

- (1) 募集期間 令和7年10月 1日（水曜日）から
令和7年10月22日（水曜日）まで
- (2) 申込期間 令和7年10月 1日（水曜日）から
令和7年10月22日（水曜日）まで
但し、土曜・日曜・祝日を除く、月曜日から金曜日まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 受付場所 宇陀市榛原下井足17番地の3
宇陀市 市長公室 行政経営課（宇陀市役所3階）直接持参

6. 現地説明会の開催

にぎわい市場の現況、指定管理者が行う業務及び申請方法等について、説明会を次のとおり実施します。参加を希望する場合は、事前に現地説明会参加申込書（様式第11号）にてFAX又はメールで申込みが必要です。（1団体3名以下）

なお、FAX又はメールで申込み後、受領したことを確認するため必ず行政経営課まで連絡してください。

- (1) 日 時 令和7年10月8日（水曜日）
受 付：午後1時15分から
説明会：午後1時30分から午後2時まで（募集要項等の説明）
午後2時30分から午後3時まで（現地に移動し、施設見学）
- (2) 場 所 受付・説明会：宇陀市役所 2階 212会議室
施設見学：宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」
- (3) 申込期限 令和7年10月7日（火） 正午必着

7. 申し込み書類

共同事業体以外の団体は、⑧、⑨の提出は省略。共同事業体による応募の場合は下記申請書類及び添付書類については、すべての団体分を提出してください。

- (1) 申請書類及び添付書類
 - ① 提出書類一覧（目次） 【様式第1号】
 - ② 指定管理者指定申請書 【様式第2号】
 - ③ 誓約書 【様式第3号】
 - ④ 事業計画書 【様式第4号】
 - ⑤ 収支計画書 【様式第5号】
 - ⑥ 法人等概要書 【様式第6号】
 - ⑦ 主要業務実績一覧 【様式第7号】
 - ⑧ 共同事業体結成届出書 【様式第8号】

- ⑨ 委任状 【様式第 9 号】
- ⑩ 質問書 【様式第 10 号】
- ⑪ 現地説明会参加申込書 【様式第 11 号】
- ⑫ 納税義務の申立書（該当の場合のみ） 【様式第 12 号】
- ⑬ 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（履歴事項全部証明書でも可）
（法人以外の団体にあつては、会則等これに順ずる書類）
- ⑭ 身分証明書（法人は代表取締役、法人以外の団体は、その代表者）
- ⑮ 過去 3 年間の下記書類（設立年度が 3 年に満たない場合は該当分のみ提出で可）
 - ア. 事業報告書
 - イ. a. 貸借対照表 b. 損益計算書 c. 利益処分に関する書類 d. 財産目録
e. その他財務状況がわかる書類（eは任意提出、ただしa～dの書類がない団体は必須）
 - ウ. 法人税、法人住民税、法人事業税及び消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書
 - エ. その他の団体の場合、代表者の所得税、消費税（地方消費税を含む。）、都道府県民税、市町村民税に未納がないことの証明書
- ⑯ 企業又は団体の役員名簿
- ⑰ 企業又は団体の PR 用パンフレット・資料（必要に応じて）

（2）提出部数

11 部【正本 1 部 副本 10 部（副本は複写可）】（A4 ファイル綴色指定なし）
表紙には、「宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」指定管理者指定申請書」及び団体名を記載してください。（ページ番号を付与すること）

8. 指定管理者の審査・選定の方法

（1）基本的な考え方

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的を十分理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができ、地域に対する貢献、指定管理者制度をよく理解した指定管理者を選定するため、次のとおり審査方法を定めます。

（2）審査方法

指定管理者の選定にあつては、第 1 次審査、第 2 次審査の 2 段階で審査を行います。審査は 11 月初旬から 11 月中旬を予定し、非公開で行い、事前に設置された「指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が候補者を選定します。

なお、議会の議決が得られなければ不採用となりますが、この場合において市は一切の損害の責めを負わないものとします。

申請者が 1 団体であっても選定委員会で審査し、指定管理者としての適正を判断します。

また、選定基準に適合する者がいないと判断されたときは、候補者を選定しない場合があります。

（3）選定結果の通知

応募者全員に、令和7年11月中旬を目途に書面で通知します。

9. 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定及び本協定書の締結

前項で選定した候補者を指定管理者とする議案を令和7年12月議会定例会に上程をし、市議会の議決が得られた場合は指定管理者として指定したのちに協定を締結します。

10. 様式及び資料

本要項に添付している様式及び資料は次のとおり。

- (1) 宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」指定管理業務仕様書
- (2) 宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」指定管理者申請様式集
- (3) 宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」指定管理者条例集
 - ・宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則
 - ・宇陀市農産物直売所条例（平成18年宇陀市条例第148号）
- (4) 宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」利用客数及び収支決算資料
- (5) 宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」土地・建物・備品状況資料

11. 募集に関する質問

質問がある場合は申請様式集にある質問書（様式第10号）により受付、回答いたします。

- (1) 受付期間 令和7年10月1日（水曜日）から10月17日（金曜日）
午前9時から午後5時まで
但し、土曜・日曜・祝日を除く、月曜日から金曜日まで
- (2) 送付方法 質問事項は質問書（様式第10号）により、FAX又はメールで送信してください。窓口への持参可。なおFAX又はメールの場合は、受領したことを確認するため必ず行政経営課まで連絡してください。
- (3) 回答方法 質問を受け付けた法人等に、随時FAX又はメールで回答します。

12. 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者負担とします。
- (2) 募集要項等公表時、現地説明会、指定管理候補者選定以降において現状施設等の変更があった場合は基本協定書に反映するものとします。

13. 問い合わせ先

奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3
宇陀市役所 市長公室 行政経営課
TEL 0745-82-3632
FAX 0745-82-3900
メールアドレス g-keiei@city.uda.lg.jp